

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県統計報告調整審議会

開催日時

令和3年4月（書面会議）

開催場所

－（書面会議）

出席者【会長・副会長等】

岡部純一【会長】、伊藤匡美【副会長】、
新瀧健一、鈴木健夫、関谷正美、土屋隆裕、平湯直子、山北奈穂子

次回開催予定日

未定

所属名、担当者名

統計センター企画分析課、仲

掲載形式

議事録

議事概要とした理由

審議経過

【諮問案件1「神奈川県外国人観光客実態調査（ヒアリング調査）」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・調査の実施時期について（諮問案件1-3頁）

（新瀧委員）

調査実施時期が6月、8～9月、11月、1月とあるが、現状の外務省による水際対策を鑑みると、少なくとも年度前半の調査実施は困難であると思われます。

（土屋委員）

目的に「国際的に日本が注目されているこの好機を最大限に活かし」とあるが、現状では外国人観光客は全く見込めないのではないかと。仮に実施するとしても、実施時期を年度後半から年度末とした計画とすべきではないかと。

(関谷委員)

観光客の入国が難しいため、コロナ禍の中で調査の実施は難しいと思います。

(観光課)

ご指摘のとおり、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人の動向は見通せない状況であるため、6月下旬に予定していた春季の調査は中止いたします。

しかし、今後、状況が改善し、外国人観光客が訪日できるような状況になれば、調査を実施したいと考えております。

ただし、今後も状況が改善せず、調査の目的を達成できない状況であった場合には、実施要領3(5)⑥にあるとおり、各調査実施時期ごとに実施の3週間前を目途に実施の可否を判断したいと考えています。

・コロナ禍での調査の実施について(諮問書全般)

(伊藤委員)

実態調査は定期的に行うことで時系列の変化がわかるということは理解するが、コロナ禍のタイミングで空港でのヒアリング調査をしても、政策的に有意なものはないと思われる。

サンプルを各回300件以上集めるのも大変であろう。

今回については、実施を見送り、来年度の実施とするのはいかがか。

来年度になれば、日本でもワクチン接種も進んでいることが予想され、インバウンドも戻り始めており、再来年度に向けてどのように観光行政を立て直していけばよいかを考える手がかりとなる調査となるように思える。

(観光課)

ご指摘のとおり、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人の動向は見通せない状況であるため、6月下旬に予定していた春季の調査は中止いたします。

しかし、今後、状況が改善した場合は、コロナ禍の影響が残る状況下での調査であっても、訪問地や訪問目的などコロナによる行動様式の変化が見られれば、それはアフターコロナでも一定程度継続することも考えられることから、そこで得られた回答は今後の観光施策に生かす上で有益であるため、調査を実施したいと考えています。

ただし、今後も状況が改善せず、調査の目的を達成できない状況であった場合には、中止という選択肢も念頭に、実施要領3(5)⑥にあるとおり、各調査実施時期ごとに実施の3週間前を目途に実施の可否を判断したいと考えています。

・コロナ禍での調査の実施について(諮問書全般)

(山北委員)

昨年から引き続き現在も、入国制限強化中につき、調査の目的が達成できるのか十分な検討が必要と考えます。

特に、現在は各国の海外渡航規制が強化されている状況下であり、来日する外国人の目的は観光ではない中、調査の目的が達成されるのか、現段階では疑問に感じます。

季節によって感染症の状況が大きく異なることが想定され、時期によって同じ土台に載らないことを念頭に置く必要があると考えます。何等か注記等で、特殊要因を記載する等結果の

公開の際留意が必要と考えます。

(観光課)

ご指摘のとおり、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人の動向は見通せない状況であるため、6月下旬に予定していた春季の調査は中止いたします。

しかし、今後、状況が改善し、外国人観光客が訪日できるような状況になれば、調査を実施したいと考えております。また、訪日外国人がビジネス客が中心の状況であったとしても、周辺で食事はすること、また、サブであっても観光をする可能性はあるため、観光目的と同じものという考え方で整理しています。

しかし、今後も状況が改善せず、調査の目的を達成できない状況であった場合には、実施要領3(5)⑥にあるとおり、各調査実施時期ごとに実施の3週間前を目途に実施の可否を判断したいと考えています。

調査を実施した場合においては、ご指摘のとおり、結果の公開の際は、何等か注記等で、特殊要因を記載する等留意いたします。

・コロナ禍での調査の実施について（諮問書全般）

(平湯委員)

コロナ禍で外国人の訪日目的は限られていると思います。そのため、今回調査は偏ったサンプル（ビジネスがメインで観光がサブ）が多く見込まれ、調査目的を達成するのはなかなか難しいのではないのでしょうか。通常とは異なる特異な調査であることを承知のうえでの実施でしょうか。

(観光課)

ビジネス客であっても、周辺で食事はすること、また、サブであっても観光をする可能性はあるため、観光目的と同じものという考え方で整理しています。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人の動向は見通せない状況であるため、6月下旬に予定していた春季の調査は中止いたします。

しかし、今後、状況が改善し、外国人観光客が訪日できるような状況になれば、調査を実施したいと考えております。

今後も状況が改善せず、調査の目的を達成できない状況であった場合には、実施要領3(5)⑥にあるとおり、各調査実施時期ごとに実施の3週間前を目途に実施の可否を判断したいと考えています。

・コロナ禍での調査の実施について（諮問案件1-5頁）

(岡部委員)

今年度は実態として外国人の観光目的での入国はむしろ多いと見込まれる。したがって、そのような特殊事情の下でこの調査結果を利用するために、今年度に限っては、(問)「今回の訪日の主な目的をお答えください。」などの特別の質問を調査票に入れることを検討してもよいのではないかと。

(観光課)

ご指摘のとおり、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人の動向は見通せない状況であるため、6月下旬に予定していた春季の調査は中止いたします。

しかし、今後、状況が改善し、外国人観光客が訪日できるような状況になれば、調査を実施したいと考えております。

ただし、その場合であっても、コロナ禍の影響が残る状況下での調査になることは考えられますが、「訪問目的」についての設問は従来から設けており、回答の選択肢も「仕事」や「家族・知人訪問」などを従来から設けております。

・調査方法の変更に伴う前回調査との比較や分析について（諮問書全般）

（平湯委員）

前回調査までは、調査地は①羽田空港、②観光施設、③留め置きの種類であったと思いますが、今回は「羽田空港のみ（対面）」とのこと、＜継続＞調査という性質上、結果をまとめる際に「前回調査結果との比較」があると思いますが、調査地を変更してしまって問題はないでしょうか（今回、調査地を1か所のみに変更したのはコロナがその理由と思われるが、他に何かあるのでしょうか。）。諮問案件1-4頁に「増減等の単純比較ではなく、コロナ禍であることを踏まえた分析を行う」と記載がありますが、気になりましたので念のためお尋ねさせていただきます。

（観光課）

「②観光施設」は、コロナの影響で外国人といっても在日外国人の方が多く見込まれることから、今回は対象から除きました。また、「③留め置き」は、宿泊施設への参加打診が非常に困難であり、また回答率も上がらないため今回は対象から除きました。

「①羽田空港」であれば、出国することが明確であり、観光目的の外国人を捕捉できる可能性が高いため、今回は①に注力することとしたものです。

また、調査結果については、コロナの影響により、前回程度の結果は得られる可能性は低いという前提で、得られたデータから、コロナ禍を踏まえた分析を行うこととしています。

・「外国人観光客」の定義について（諮問案件1-2頁）

（岡部委員）

外国人観光客実態調査とあるが「外国人観光客」とは何か？観光目的での入国はむずかしいと見込まれるなかで、「外国人観光客」とは何か、観光課のお考えをお聞かせ願いたい。また、調査報告書でその点をどのように説明する予定なのかお聞かせ願いたい。

（観光課）

「外国人観光客」とは、専ら観光を目的として訪日する外国人のほか、ビジネス客についても、周辺で食事はすること、また、サブであっても観光をする可能性はあるため、観光目的と同じものという考え方で、広い意味での「外国人観光客」として整理しています。

ただし、今後、状況が改善し、外国人観光客が訪日できるような状況になって、調査を実施した場合でも、今年度の調査はコロナ禍の影響が残る状況下での調査になることを鑑み、訪問目的が「仕事」である訪日外国人の比率等を調査報告書に特記事項として明記するなど、調査報告書への記載を検討いたします。

・回答率向上のためのノベルティについて（諮問案件1-3頁）

（平湯委員）

実際のところ、ノベルティ効果はどのくらいあるのでしょうか。ノベルティの内容も含めて気になりました。

(観光課)

一昨年度の前回調査では、消しゴムをノベルティとして進呈しました。効果を数字で示すものはありませんが、調査員の感触からは、ノベルティがある方が回答してもらえる可能性が高かったということです。

調査対象及び標本の大きさについて

- ・報告者の抽出率について（諮問案件1-2頁）

(鈴木委員)

県統計調査の概要で報告者の選定方法「抽出率」について、報告者数1,200件以上となっています。1,200件であれば、0.375%となるべきところですが、1,200件以上という推定数から0.048パーセントを算出したのでしょうか。根拠をお示し下さい。

(観光課)

大変失礼いたしました。当方の計算誤りです。お見込みのとおり、0.375%が正しい数字です。

- ・回収数について（諮問案件1-3頁、1-4頁）

(山北委員)

2月の訪日外国人総数が前年同月比▲99.3%の7,400人であることを考えると、1,200件以上の回答数を集めるのは困難かと思えます。HPでの公開をせず参考資料とする数値（4回分合計が目標の25%=300件）を超えるが、1,200件集まらない場合の対応について、必要であれば主催者側で検討があったほうが良いと考えます。

(観光課)

ご指摘のとおり、何らか対応について検討したいと思います。

調査票の内容・記入について

- ・問1の選択肢について（諮問案件1-5頁）

(新瀧委員)

問1の選択肢にインドを追加した理由をおしえてください。前回調査ではフィリピンやイタリア、ロシアなどの回答数の方がインドよりも多くなっています。

(観光課)

昨年度の本調査における書面審査において、審議会委員の皆様から、観光庁の宿泊旅行統計でインドの県内宿泊者数が過去5年で10位以内に入っているため、インドを選択肢に入れることを検討するようにとのご意見をいただいたことから、検討を行い、インドからの県内観光客の増加を考慮して選択肢に追加しました。

- ・問7及び問8の選択肢について（諮問案件1-5頁）

(新瀧委員)

問7及び問8について、「5回目以上」を4つのカテゴリに分けていますが、回数自体を聞いた

方が、平均日数が正確に計算できることから適切ではないでしょうか。

(観光課)

訪日回数が5回を超えると、回答者が何回目の訪日なのかわからないケースが多いのではないかと考え、「5回目」、「6～9回目」、「10～19回目」、「20回以上」の4つのカテゴリに分けたものであり、原案のとおりとしたいと考えています。

・問12について（諮問案件1-5頁）

(新瀧委員)

問12について、今後の状況次第では交通パスの取り扱い停止や、利用店舗の制限などが加わる可能性があることから、報告書作成時には調査時点の状況を明記して欲しいと思います。

(観光課)

今後、状況が改善し、外国人観光客の訪日再開により、調査を実施できる状況になった場合は、交通パスの取り扱い等への影響はないと思われそうですが、調査時点における新型コロナウイルス感染症の状況については、調査報告書に記載することを検討いたします。

・問16の表記について（諮問案件1-5頁）

(平湯委員)

「現地に到着するまで知らなかったもので、面白いと感じたものがあれば、お答えください」の2か所<もの>は、<こと>の方が良いように感じました。

(観光課)

「もの」とした方が、面白いと感じた具体的なスポットなど、幅広く回答が得られるのではと考え、「もの」としたところであり、原案のとおりとしたいと考えています。

・問18の選択肢について（諮問案件1-6頁）

(新瀧委員)

問18について、各項目別の内訳支出金額に「4. 利用なし・わからない」とありますが、両者の意味するところは異なるので、「4. 利用なし」と「5. わからない」に分けた方がよいと思います。

(観光課)

ご指摘のとおり、「4. 利用なし」と「5. わからない」に選択肢を分けるよう修正いたします。

・問19の表記について（諮問案件1-6頁）

(新瀧委員)

問19について、「主な施設名とおススメ度」とあるが「主な施設名」にした方がよいと思います。

(観光課)

ご指摘のとおり、「主な施設名」に修正いたします。

・問20の選択肢について（諮問案件1-7頁）

(新瀧委員)

問20について、選択肢「11. その他のスポーツ観戦」はラグビーW杯の開催がないので「11. スポーツ観戦」にすべきと考えます。

(観光課)

ご指摘のとおり、前回調査では、選択肢に「ラグビーW杯観戦」があったので、「その他のスポーツ観戦」としていました。「11. スポーツ観戦」に修正いたします。

各委員の意見を共有したうえで、事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

【諮問案件2「令和3年度受動喫煙に関する県民意識調査」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・調査方法の変更について（諮問案件2-2頁）

(土屋委員)

比較継続性を確保するとされているが、郵送調査からインターネット調査に変更したことによるモード効果をどのようにとらえるのか検討が必要である。

(岡部委員)

上記の土屋委員の意見、すなわち調査モードの違い（この場合、郵送調査かインターネット調査かの違い）による回答への影響をどう考えるのか。

神奈川県は2006年12月～2007年1月に実施した受動喫煙防止条例の賛否に関するインターネット調査で大失敗をしたことが知られています（例えば「神奈川新聞」2007年2月16日朝刊参照）。そういう失敗をどう回避するのかということです。その直後、神奈川県は約5,000人を対象とした郵送調査を実施し、その結果、受動喫煙防止条例の賛否が逆転しました（賛成多数）。

これはモード効果の典型例です。この大規模郵送調査が現行の「受動喫煙に関する県民意識調査」のプロトタイプであろうと思われます。ちなみに抽出計画の問題とモード効果の問題は別問題です。

(健康増進課)

2006年度に実施した受動喫煙防止条例の賛否に関するインターネット調査では、インターネット上で誰でも回答ができる「e-かなネットアンケート」を利用して調査を実施しましたが、「e-かなネットアンケート」は回答状況が随時公開されるため、公開されている回答状況の影響を受けてその後の回答率が変動する等、統計学的優位性のあるものではなく、ニーズ調査としては性格上馴染まないものでした。

過去の課題を踏まえ、今回のインターネット調査では、インターネット上で誰でも回答ができる調査方法ではなく、調査会社が保有するモニターを対象とした「モニターパネル調査」で実施することにより、公平かつ公正な調査として実施できるよう対応しております。

また、令和2年4月1日から改正健康増進法が全面施行され受動喫煙を防止するための新制度が全国でスタートしたことを踏まえ、今回調査から変更となっている設問も多く、前回調査との比較ができる項目は可能な範囲で把握しつつも、最優先したい点は今後の条例見直しの参考とするための現状におけるニーズ把握と考えております。

一方で、郵送調査からインターネット調査に変更したことに伴う効果の差異をできる限り抑えられるよう、神奈川県住民基本台帳の性別・年齢・地域の構成比に合わせて作成した前回調査とほぼ同基準の抽出計画で調査を実施するとともに、抽出計画に沿った数値に近い構成比からの回答が得られるまでアンケートモニターにアンケートURLを送付する等の対応を最大限講じております。

(岡部委員)

承知しました。郵送調査からインターネット調査に変更したことに伴う効果の差異について、今回の調査を事後的に評価することによって今後の参考にするべきではないかと思われます。

・調査方法の変更等について（諮問書全般）

(平湯委員)

前回の調査は無記名郵送方式5,000人（回収率51.3%）、今回はオンラインで2500人に変更とのこと、実施方法も対象数も変更となりますが、今回、回答率はどのくらいを見込まれているのでしょうか。前回の抽出計画と今回の抽出計画（諮問案件2-6頁）は同一でしょうか。＜継続＞調査であり、分析や結果のまとめ方は注意が必要と思います。

ー追加資料を拝見しましたー

「モニター登録者を対象に2,500件得られるまで依頼する」、承知しました。抽出者にアンケートURLを送付すること、どのくらいの回答率を見込んでいるのか（総送付件数）が気になりました。また、前回調査とは異なる調査方法ですので、結果のとりあつかい（過去の比較など）は要注意と思います。

(健康増進課)

回答率につきましては、前回調査の51.3%を参考とし、50%程度を想定しておりますので、総送付件数は結果として5,000件程度となる見込みです。

また、抽出計画（諮問案件2-6頁）につきましては、抽出に当たっての地域要件を「市町村別」から「地域区分別（神奈川県を7つの地域に区分）」に変更した点以外は、前回調査時と同様になります。

・調査の公表時期について（諮問案件2-3頁、2-4頁）

(新瀧委員)

8 調査の公表について、「令和4年2月頃に速報を公表予定」とありますが、4頁の依頼文には「調査結果は令和4年3月頃に公表する予定です」と記載されています。両者が異なる理由を教えてください。

(平湯委員)

結果の公表は「令和4年2月頃」でしょうか「3月頃」でしょうか。両方の記載があります。

(健康増進課)

速報の公表を「令和4年2月頃」、正式な結果公表を「令和4年3月頃」に予定しております。

調査対象及び標本の大きさ並びに抽出計画について

- ・対象者数について（諮問案件2-3頁）

(新瀧委員)

2 調査の対象について、インターネット調査にも関わらず、対象者数を前回比半減とした意図を教えてください。

(健康増進課)

前回調査時の回答数（2,563名）を基準とし、抽出計画に沿った数値に近い構成比からの回答が2,500件得られるまでアンケートモニターにアンケートURLを送付し、ウェブ上での回答を依頼する手法にて実施を予定しているためです。

- ・調査サンプルについて（諮問書全般）

(伊藤委員)

郵送調査とインターネット調査では、回答してくれる県民の層が変化する可能性がある。調査対象の相違が大きなものにならないよう、事前に配慮が必要と考える。また、調査結果の解釈をしたり、政策立案に生かしたりするときにも注意が必要であろう。

(健康増進課)

神奈川県住民基本台帳の性別・年齢・地域の構成比に合わせて作成した前回調査とほぼ同基準の抽出計画で調査を実施する等により、郵送調査からインターネット調査に変更したことに伴う差異をできる限り抑えられるよう対応を講じておりますが、調査結果の取扱いについては、差異を注視しながら対応してまいります。

- ・抽出計画について（諮問案件2-6頁）

(土屋委員)

委託事業者のモニターを利用するのであれば、事前情報に基づき、喫煙の有無による割当も行う方がよい。

(健康増進課)

喫煙有無の数値割合も把握したいため、事前情報による割当は行わず、原案のままとしたいと考えております。

調査票の内容・記入について

- ・調査票の設問について（調査票全般）

(伊藤委員)

ところどころに、（問2は、問1で「1 経験した」を選んだ方のみお答えください）といった、回答者の限定する記述がある。

今回からインターネット調査なので、こういう文言は不要になるのではないかと。

問1で「経験した」と答えた回答者が「次へ」をクリックすると、自動的に問2のページに飛び、「経験しなかった」と答えた回答者の場合は、自然に問3のページに飛ぶ、という設定が可能になるため。

(健康増進課)

インターネット調査で実施する県民意識調査につきましては、不要な文言は削除するよう調整いたします。

・設問の選択肢について（調査票全般）

(土屋委員)

インターネット調査で実施するのであれば、F4の回答選択肢はランダムに提示するのがよいのではないかと（問2, 5, 6, 12, 14も同様）。

(健康増進課)

回答選択肢のランダム設定については、今後の入札手続き後に決定する委託事業者との調整を通じて検討いたします。

・F2の選択肢について（調査票-1頁）

(山北委員)

性別については、男女以外「その他」の表記が必要かと考えます。

(新瀧委員)

F2について、「その他」と「回答しない」の選択肢は必要ありませんか。

(健康増進課)

人権への配慮として重要な指摘ですが、国が実施している国勢調査や喫煙状況の調査、県が実施しているその他調査との比較性を確保する観点から、上記調査と同様の性別設定である原案のままとしたいと考えております。

・問1の設問について（調査票-3頁）

(平湯委員)

「半年間」に限定している理由はあるのでしょうか。

(健康増進課)

過去の調査との継続性及び令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され受動喫煙に関する新制度がスタートしたことを鑑み、できるだけ直近の経験を把握したいと考えため、今回調査でも「半年間」と設定しております。

・問1、問2の設問について（調査票-3頁）

(平湯委員)

前回調査では「よくあった」「時々あった」「あわなかった」の設問がありましたが、頻度は問わないことにしたのでしょうか。

(健康増進課)

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され原則屋内禁煙がルール化されたことから、「望まない受動喫煙の経験の有無」と、「経験した場合はどのような施設での経験が多いの

か」を把握することに主眼を置くこととし、頻度については問わないこととしました。

・問1、問2の設問について（調査票-3頁）

（土屋委員）

問1の「半年間」は期間が長すぎて覚えていないのではないかと。問1と問2を合併し、問2の選択肢に「いずれにおいても経験しなかった」を追加することで、少しは記憶を思い出すことに役立つのではないかと。

（健康増進課）

問1の「半年間」については、過去の調査との継続性及び令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され受動喫煙に関する新制度がスタートしたことを鑑み、今回調査でも「半年間」と設定しております。また、令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され原則屋内禁煙がルール化されたことから、「望まない受動喫煙の経験の有無」と、「経験した場合はどのような施設での経験が多いのか」を把握したいと考えているため、問1及び問2にそれぞれ分けて設問設定しております。

・問2の設問について（調査票-3頁）

（新瀧委員）

問2の設問で、「・・・問1で「1 経験した」を・・・」とありますが、インターネット調査なので「経験した」でよいと思います。また、問1で「経験した」を選んでいけば、「回答してください」、選んでいなければ選択肢を選べないというような回答時の「論理チェック」が望ましいと思います（他の設問においても同様）。

（健康増進課）

インターネット調査で実施する県民意識調査につきましては、次の設問への自動設定により不要となる文言は削除するよう調整いたします。

・問4の設問について（調査票-4頁）

（新瀧委員）

問4の設問について、「・・・どの程度知っていますか。（健康増進法の改正・・・、＜中略＞・・・防止条例の改正（県下））次の中から1つ選んでください。」とありますが、挿入が長いことから、「・・・どの程度知っていますか。次の中から1つ選んでください。（健康増進法の改正・・・、＜中略＞・・・防止条例の改正（県下）について）」とした方がわかりやすいと思います。

（健康増進課）

ご意見のとおり、「・・・どの程度知っていますか。（健康増進法の改正・・・、＜中略＞・・・防止条例の改正（県下））次の中から1つ選んでください。」を、「・・・どの程度知っていますか。次の中から1つ選んでください。（健康増進法の改正・・・、＜中略＞・・・防止条例の改正（県下）について）」に修正いたします。

・問4の設問について（調査票-4頁）

（土屋委員）

問4は、全国の改正については知っていても、県下の改正については知らない場合には答えにくいので、二つの質問に分割する方がよい。

(健康増進課)

まず新制度全般についての認知度を問4で把握した後、問6及び問7で法改正と条例改正の認知度についてそれぞれ確認する流れとしたいため、原案のままとしたいと考えております。

・問9の設問について (調査票-7頁)

(平湯委員)

「健康被害や受動喫煙防止に関する教育」の「教育」はたとえば啓発ガイダンスのようなものも含まれますか。

(健康増進課)

学校等での啓発ガイダンスも含まれます。

・問10の設問について (調査票-7頁)

(新瀧委員)

問10の設問で、「…問9で「1 受けたことがある」を選んだ…」とありますが、「受けたことがある」でよいと思います。

(健康増進課)

インターネット調査で実施する県民意識調査につきましては、次の設問への自動設定により不要となる文言は削除するよう調整いたします。

・問11の設問について (調査票-7頁)

(土屋委員)

問11は、補足説明では「規則が拡大してから」ではなく「規則がスタートしてから」となっている。また、選択肢の順序を「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」などとする方がよい。

(健康増進課)

補足説明資料の誤記になりますので、調査票の「規制が拡大してから」が正しい表記になります。選択肢の順番についてはご指摘の記載順序（「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」）に修正いたします。

・問12の選択肢について (調査票-8頁)

(新瀧委員)

問12 選択肢に「適切な喫煙場所の確保」を入れた方がよいと思います。

(健康増進課)

「その他」の事項で把握できればと考えておりますので、原案のままとしたいと考えております。

・問12の設問について (調査票-8頁)

(平湯委員)

「〇は3つまで」とありますが、3つに限定する理由はありますか。

(健康増進課)

県が期待されている事項の順位も把握したいため、3つに限定しています。

・問13の設問について (調査票-9頁)

(新瀧委員)

問13の設問で、「…問12で「7 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ…」とありますが、「受動喫煙防止に関する規制の強化」でよいと思います。

(健康増進課)

インターネット調査で実施する県民意識調査につきましては、次の設問への自動設定により不要となる文言は削除するよう調整いたします。

・問13の選択肢について (調査票-9頁)

(新瀧委員)

問13の選択肢1について、「特例第2種施設(※)」とありますが、(※)が示すと思われる注が見当たりません。

(健康増進課)

以下を追記します。

※ 特例第2種施設とは、条例第16条で規定している、調理場等を除いた床面積が100㎡以下の飲食店、床面積の合計が700㎡以下のホテル旅館等、風営法第2条で定めるキャバレー等をいいます。

・問14の設問について (調査票-9頁)

(関谷委員)

(問14は、問12で「8 受動喫煙に関する～～」を選んだ方のみお答えください)としているが、問12には8の数字がついていないので、統一したほうが良いと思います。

(健康増進課)

インターネット調査で実施する県民意識調査につきましては、次の設問への自動設定により不要となる文言は削除するよう調整いたします。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

【諮問案件3「令和3年度受動喫煙に関する施設調査」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・調査の公表時期について（諮問案件3-3頁、3-4頁）

（新瀧委員）

8 調査の公表について、「令和4年2月頃に速報を公表予定」とありますが、4頁の依頼文には「調査結果は令和4年3月頃に公表する予定です」と記載されています。両者が異なる理由を教えてください。

（平湯委員）

結果の公表は「令和4年2月頃」でしょうか「3月頃」でしょうか。両方の記載があります。

（健康増進課）

速報の公表を「令和4年2月頃」、正式な結果公表を「令和4年3月頃」に予定しております。

- ・調査期間について（諮問案件3-3頁）

（土屋委員）

郵送調査としては調査期間が2週間と短すぎる。十分な長さの調査期間を確保し、督促も行うべきである。

（健康増進課）

過去の調査でも調査期間が2週間で回答率50%程度となっていることを鑑み、今回も調査期間については同様としたいと考えております。また、督促も実施予定です。

標本の大きさや集計に関して

- ・母集団の推計について（諮問案件3-3頁）

（土屋委員）

回収標本から母集団の推計をどのように行うのか明記すべきである。

（健康増進課）

抽出計画のとおり、条例の対象となる施設ごとに一定数の回答が得られるよう、見込回収数を設定し、その見込回収数に前回調査時の回答率である見込回収率を乗じて標本数5,000件を算定しておりますが、次回以降は抽出計画等に抽出プロセスについて明記するようにいたします。

- ・見込み回収数及び集計について（諮問書全般）

（土屋委員）

見込回収数の値はどのように算出したのか。施設類別の集計を行うことになっているが、施設によっては回収数が少なすぎるため、集計に適さない可能性がある。

（健康増進課）

見込回収数については、100件を基本値として、施設種類ごとの施設数の多寡に応じ増減の調整をしているほか、飲食店等の重点的に把握したい施設については見込回収数を200件とする等の調整をしております。

調査票の内容・記入に関して

- ・F1の回答について（諮問案件3-5頁）

(土屋委員)

F1の回答が、事前の情報と異なる場合にはどのように対処するのか。

(健康増進課)

F1の回答は施設調査別表からの選択となりますが、集計に当たっては調査票の記載内容に基づく集計を予定しております。

・調査票の表記について（諮問案件3-5頁）

(土屋委員)

質問文、回答選択肢の内容、○をつけるべき回答選択肢の番号がすべて同じフォントとなっているが、どの数字に○をつけるのか分かるように、異なるフォントを用いて区別すべきである。

回答選択肢を段組にするときには、横に順に並べるのではなく、縦に並べるのがよい。

(健康増進課)

フォントは原案のままとし、また、回答選択肢を縦に順に並べた場合、段数が増加しアンケート枚数が増加してしまうことから回答選択肢は原案のとおりといたします。

・問2の表記について（諮問案件3-5頁）

(平湯委員)

選択肢3と15はフォントを他の選択肢と揃えた方が良いように思います。

(健康増進課)

ご指摘の記載方法に修正いたします。

・問5～問13への案内文について（諮問案件3-6頁）

(新瀧委員)

中ほどの文について、「・・・貴施設の「受動喫煙」の取り組み等について・・・」とありますが、「受動喫煙防止」あるいは「受動喫煙防止対策」の方が適切であると考えます。

(健康増進課)

「受動喫煙防止対策」に修正いたします。

・問10の選択肢について（諮問案件3-7頁）

(平湯委員)

選択肢1の「利用客」は「利用客数」の方が良いように思います。

(健康増進課)

「利用客数」に修正いたします。

前回報告書等について

・報告書の表記について（前回報告書-4頁）

(新瀧委員)

⑥に「2乗検定」とありますが、「カイ2乗検定」ではないでしょうか？また、「カイ2乗検定」の簡単な説明があった方がよいと思います。

(健康増進課)

今後の入札手続き後に決定する委託事業者との調整を通じて検討いたします。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

【諮問案件4「精神障がい者の医療費・生活状況等に関する調査」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・継続調査の必要性について（諮問書全般）

(山北委員)

新規の調査で1回限りとのことですが、単発で調査を実施することで良いのかどうか検討が必要と考えます。精神障がい者を取り巻く状況把握という意味合いでは、継続調査が必要ではないでしょうか。

(障害福祉課)

本調査は、今まで県が詳細に把握していなかった精神障がい者の就労、社会参加、外出などの生活状況、医療の受診状況等を把握し、県の精神障がい者施策に反映するための基礎資料を得ることが目的であり、現時点で、継続調査は検討しておりません。今後、精神障がい者を取り巻く状況の変化によっては、必要な調査の実施について検討します。

- ・調査にかかる経費について（諮問案件4-2頁）

(山北委員)

予算289千円に対し、郵便切手代84円・往復168円×2,000人=336千円となるが、予算内対応可能かどうか懸念があります。

(障害福祉課)

回答率は60%を想定しており、84円×2,000人（依頼）+84円×1,200人（回答）=269千円となるため、予算範囲内です。また、返信用封筒には切手を貼付せず、料金後納とするため、回答があった分のみ費用が発生します。回答が想定数を上回り、予算を超過した場合には、他の予算からの流用により対応する予定です。

- ・結果の分析について（諮問書全般）

(山北委員)

結果の分析については、分かりやすさが必要と考えます。（量、記載方法ともに）

(障害福祉課)

調査の分析結果については、わかりやすいものとなるよう工夫に努めます。

調査票の内容・記入について

・調査の対象者について（調査票-1頁）

（土屋委員）

調査の対象者にある注（※世帯収入等、質問によって、ご本人が分からず…）は、記入者についての質問項目のところに移動するのがよい。

無記名式であったとしても、番号などを付すことで、調査票がどの対象者からの回答なのかが分かるようにすべきである。その上で回答状況を把握し、督促を行うべきである。

（障害福祉課）

本注記については、記入者についての質問項目に再掲します。

また、本調査は、対象者を無作為抽出とする統計調査であり、番号などを付し、回答状況を把握、督促を行うことは、回答者を特定することにつながるため、行わないこととします。

・調査票の表記について（調査票-1頁）

（平湯委員）

受付時間8：30～17：15の「8」の字体を揃えた方がよいと思います。

（障害福祉課）

字体を修正します。

・記入方法の選択肢について（調査票-2頁）

（平湯委員）

「2 その他」は具体的にどのような方を想定されていますか（正確な回答を得るために「その他」でも大丈夫でしょうか）。

（障害福祉課）

知人・同居人・成年後見人などを想定しています。

・調査票全体について（調査票全般）

（土屋委員）

各問に「当てはまる…に○を1つつけてください。」等の指示が繰り返されるが、読むべき文を減らすため、簡潔に、つけるべき○の数だけを指示するようにすべきである。

（障害福祉課）

○を付ける回答以外の設問もあり、それぞれの設問で記載した方が回答者にとって分かりやすいと考え、修正はしないこととします。

（土屋委員）

質問文、回答選択肢の内容、○をつけるべき回答選択肢の番号がすべて同じフォントとなっているが、どの数字に○をつけるのか分かるように、異なるフォントを用いて区別すべきである。

（障害福祉課）

設問文を太字に修正します。

(土屋委員)

回答選択肢を段組にするときには、横に順に並べるのではなく、縦に並べるのがよい。

回答選択肢に句点（。）が付いているものと付いていないものが混在しているが、すべて削除してよいのではないか。

(障害福祉課)

回答選択肢の句点は不要のため、削除します。選択肢の配列については、規則性のあるものについては一部2列の構成としておりますが、規則性のないものについては1列に修正します。

・調査票全体について（調査票全般）

(関谷委員)

1人暮らしの人と世帯で暮らす人と分けるとか、質問の番号を指示するとかあれば、答えやすくなるのではないのでしょうか。

(障害福祉課)

世帯に関する質問については、「1人暮らしの方は回答不要です。」と示すなど、対象者を明示して答えやすくなるように、修正を検討します。

・調査票の設問数及び調査内容について（調査票全般）

(関谷委員)

質問の数が多すぎると思います。（回答者は本人より代筆の方が多いと思われます。）

問13、16、19、20、21、22の収入額や支出額については、特に書きにくいと思います。

(障害福祉課)

設問については全ての項目が調査に必要なため、修正しないこととします。

・調査票の設問数について（調査票全般）

(山北委員)

問の数について、48問は負担が大きいと懸念いたします。最初に問いの数を明記し、時間がかかる旨ご案内をした方がよいのではと考えます。

(障害福祉課)

依頼文に、質問数と回答に時間がかかる旨を記載して案内することを検討します。

・調査内容について（調査票全般）

(山北委員)

手帳発行時の確認等、他局にてすでに情報蓄積がされていないのか疑問が残りました。

(障害福祉課)

精神障害者保健福祉手帳発行時に取得する主な情報は、本人の氏名、生年月日、住所、マイナンバー、家族の連絡先（1人のみ）、自立支援医療受給者証の同時申請の有無であり、本調査の調査項目と重複している情報はありません。

・調査内容について（調査票全般）

(鈴木委員)

40歳以上に対する介護保険における要支援・要介護の認定状況調査を入れるべきと考えます。

また、認定されている方については、どのような介護保険サービスを利用しているのかを調査項目に追加願います。

例えば、

- 1、介護保険サービスの利用についての相談、ケアプランの作成
- 2、家庭を訪問してもらうサービス（ホームヘルプ、入浴、介護、リハビリ）
- 3、施設に通うサービス（デイサービス、デイケア）
- 4、施設で生活しながら受けるサービス（ショートステイ、老人ホーム、など）
- 5、福祉用具や住宅改修に関するサービス
- 6、その他
- 7、利用していない

(障害福祉課)

本調査は精神障がい施策を検討するためのものであるため、今回の調査では調査項目に加えないものとします。

・調査票への文言の追加について（調査票全般）

(鈴木委員)

調査票の中に「個人が決して特定されることはありません、是非素直なご意見をお聞かせ下さい、」という文言を追加されたほうが良いと考えます。

(障害福祉課)

1ページ目の冒頭に追加します。

・問2の回答について（調査票-3頁）

(土屋委員)

問2の回答と、あらかじめ分かっている対象者の等級とを比較し、間違いがないことを確認できるようにしておくといよい。

(障害福祉課)

回答者の特定につながるため、行わないものとします。

・問4の選択肢について（調査票-3頁）

(平湯委員)

選択肢「3わからない」をいれておく必要はないでしょうか。

(障害福祉課)

自立支援医療（精神通院医療）受給者証は、自立支援医療（精神通院医療）による医療助成を受けるためには、受診の際、必ず本人が病院受付に提示する必要があるため、回答者が所有しているかどうか分からないという事態は想定していません。

・問5の選択肢について（調査票-4頁）

(土屋委員)

問5の回答選択肢の「受給者証を」は削除した方がよい。

(障害福祉課)

文言を削ります。

・問6の選択肢について (調査票-4頁)

(平湯委員)

後述の他の設問の表記と併せますと、「「10 その他」の具体的な住まいの種類」に具体的にご記入ください、になります。

(障害福祉課)

表記を修正します。

・問7の選択肢について (調査票-4頁)

(平湯委員)

正しくは(囲み内の表記より)、「「6 その他の人」の具体的な関係(あなたからみて)」に具体的にご記入ください、となります。

(障害福祉課)

表記を修正します。

・問7の設問について (調査票-4頁)

(山北委員)

問7において、一人暮らしとした方は、問19・20に答えたら、問21・22は不要と考えました。

(障害福祉課)

回答不要の旨を設問に追記します。

・問8の選択肢について (調査票-5頁)

(平湯委員)

選択肢2のみ「。」がついています。他の選択肢との調整が必要です。

(障害福祉課)

選択肢を修正します。

・問8の選択肢について (調査票-5頁)

(伊藤委員)

選択肢「2 正規職員として働いている。」としているのに対し、選択肢3～5は「正規職員以外(アルバイト、パート、契約職員等)」のように名詞で終わっている。

選択肢3～4に揃えるならば「2 正規職員」、選択肢2に揃えるならば「2正規職員(アルバイト、パート、契約職員等)以外で働いている。」のようにする方がよろしいと思う。

(障害福祉課)

選択肢を修正します。

- ・問13の選択肢について（調査票-7頁）

（平湯委員）

選択肢1「収入はない」、選択肢2「1万円未満」で良いように思います。

（障害福祉課）

選択肢を追加・修正します。

- ・問13の設問について（調査票-7頁）

（土屋委員）

問13の収入には税金等を含むのか明示した方がよい。

（障害福祉課）

表記を修正します。

- ・問14の選択肢について（調査票-7頁）

（平湯委員）

選択肢「6 わからない」をいれておく必要はないでしょうか。

（障害福祉課）

選択肢の追加を検討します。

- ・問16の選択肢について（調査票-7頁）

（平湯委員）

選択肢1「1万円未満」で良いのではないのでしょうか。また、問13（上記記載）と同様、「収入はない」は必要ないのでしょうか。問13、問16の選択肢は整合性を持たせた方が良いのではないかと思います。

（障害福祉課）

選択肢の追加・修正を検討します。

- ・問19の選択肢について（調査票-7頁）

（平湯委員）

問13と同様です。選択肢1「支出はない」、選択肢2「1万円未満」で良いように思います。

（障害福祉課）

選択肢を追加・修正します。

- ・問20の設問について（調査票-10頁）

（土屋委員）

問20の「支出」とはどのような意味か不明である。「あなた」が「あなた」自身のために支出した金額か、「あなた」が他の世帯員も含めて負担した金額か、他の世帯員が「あなた」のために支出した金額か等、定義を明確にすべきである。

（障害福祉課）

質問文の修正を検討します。

- ・調査票のレイアウトについて（調査票-9、10、11頁）

（山北委員）

問19、20が1セット、21、22が1セット になるような印刷の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

（障害福祉課）

レイアウトを修正します。

- ・問20、問22の設問について（調査票-10、11頁）

（伊藤委員）

大まかな金額でよいのであれば、金額の欄を「約 ,000円」のような書き方にしたほうが、統一した回答が得られるように思う。

（障害福祉課）

1,000円未満の金額を記載される方も想定されるため、1,000円単位の回答欄ではなく、円単位の回答欄としました。

- ・問20、問22の設問について（調査票-10、11頁）

（山北委員）

問20、22について、内容がこまかいので、対象者もしくは同居人、サポートされている方々が把握されているかどうか心配が残りました。

（障害福祉課）

本項目については、回答者が把握している範囲で御回答いただくことを想定しています。

- ・問21の選択肢について（調査票-10頁）

（平湯委員）

問15（上記記載）と同様です。問19と問21の選択肢は整合性を持たせたほうが良いように思います。

（障害福祉課）

選択肢を修正します。

- ・問23の選択肢について（調査票-11頁）

（平湯委員）

問3で複数回答した場合、問23はどれについて回答すれば良いか困ってしまうと思います。

（障害福祉課）

1か月以上の入院の場合に「入院」の選択肢に○を付けるよう設問に追記しました。複数疾病を選択した場合でも、1つの疾病で入院中は他の疾病で通院することはないと考えます。

- ・問23以降の設問について（調査票-11頁）

（土屋委員）

問23以降、コロナによる影響を把握できるようにすべきではないか。

(障害福祉課)

本調査は新型コロナウイルス感染症の影響を含めた、現時点での実態調査という位置づけで実施します。本調査の結果を踏まえ、今後、精神障がい福祉施策を検証していく中で、時期を変えて行うなど必要性が認められる場合には、必要な調査の実施を検討します。

・問31の選択肢について（調査票-11頁）

(平湯委員)

問30で複数回答した場合、問31はどれについて回答すれば良いか困ってしまうと思います。

(障害福祉課)

1か月以上の入院の場合に「入院」の選択肢に○を付けるよう設問に追記しました。複数疾病を選択した場合でも、1つの疾病で入院中は他の疾病で通院することはないと考えます。

・問23、31の設問について（調査票-11頁、14頁）

(平湯委員)

障がい者本人がご回答の場合、選択肢2「医療機関に入院して治療を行っている」という状況で回答できるものでしょうか（調査は郵送式ということですが）。回答者が家族やその他であることを前提とした質問でしょうか。

(障害福祉課)

御指摘のとおり、回答者は家族やその他であることを想定していますが、御本人が入院先で記入することも想定しています。

・問35の選択肢について（調査票-16頁）

(新瀧委員)

問35 選択肢について、6と7がわかりにくいので次のように変えたらいかがでしょうか？

「6 数か月に1回程度」、「7 1年に数回」。また、1年間の行動を問う設問なので、「9 1年間に1回未満」は不要だと思います。

(障害福祉課)

選択肢については頻度をできる限り細かく把握する上で必要なため、修正は行わないものとします。「9 1年間に1回未満」は削除します。

・問36の設問について（調査票-17頁）

(平湯委員)

問35で複数回の外出があった場合、それぞれの目的は同一ではないと思います。問36は、複数外出のうちいずれかに限定しないと、多くの選択肢に○がつくことになってしまうのではないのでしょうか。例えば、「外出理由でもっとも多かったもの」とするなど検討が必要に思います。

(障害福祉課)

問36は外出目的を広く調査するために設けた項目のため、複数選択を可能としています。

・問36や問38の設問について（調査票-19頁）

(土屋委員)

問36や問38など、回答選択肢を1列にしたり、2列等にしたりせず、1列にすべきである。

(障害福祉課)

選択肢の配列を修正します。

- ・問41の設問について（調査票-19頁）

(新瀧委員)

問41について、「障がい」と「障害」の表記が混在しているのはなぜですか。（問42も同様）

(障害福祉課)

「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記していますが、法令や国要綱等に名称として表記されている場合は「障害」と表記しています。問41、問42の「障害福祉サービス」は障害者総合支援法第5条にその文言が定義されているため、このように表記しました。

標本の大きさについて

- ・回収率について（諮問案件4-7頁）

(土屋委員)

回収率はどの程度を想定しているのか。回収率を考慮すると、標本が小さすぎるのではないかと。

(障害福祉課)

回収率は60%程度を想定しています。標本につきましては調査概要を作成する上で実施した統計相談にて意見を求めて決定しました。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告することを条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

【諮問案件5「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」】

各委員からの意見及び質疑は次のとおり。

調査全般に関して

- ・データの保存等について（諮問書全般）

(山北委員)

LINEのサーバーが外国にあり、外国の技術者が情報アクセスしていたことがクローズアップされましたが、Google フォームの安全性、サーバー保管場所の確認が必要と考えます。

(保健体育課)

今回の調査に関しては、「個人情報」を取り扱いません。

その上で、データの保存場所について、クラウドサービスは、分散してネット上にデータを保持しております。

なお、現在神奈川県立高等学校等においては、Googleアカウントを取得させ、Googleフォームについても授業等で活用しております。

・調査の実施方法について（諮問案件5-4頁、5-6～5-17頁）

(山北委員)

調査実施方法の案内によると、実施方法はURL、もしくはQRコードの読み取りとなっております。中学生においてはアクセスできる環境にあるかどうか、人によって差があると考えました。何か別手段をご用意するのか、事務局側で検討いただければと思います。

(保健体育課)

現在、県内の中学校では、1人1台のPC等のICT機器が設置されていることを確認しております。各学校においては、そのPC等のICT機器を活用し回答いただきます。

・コロナ禍での調査の実施について（諮問書全般）

(山北委員)

本調査については、新規で1回の調査なので、現時点で調査をやるならば、コロナ禍において部活動が制限されているのかどうか、前提の確認が必要になると考えます。

あえてこのコロナ禍の部活動事態を調査の意義に置かなければ、質問項目は大幅に異なってくると考えます。

(保健体育課)

本調査は、現在の部活動を含む、スポーツ活動及び文化活動についての意識や実態を把握するために実施いたしますので、基本的には部活動が制限されているかどうかは、影響がないと考えております。

しかし、部活動の実施日数等に関しては影響があると感じておりますので、コロナ禍を踏まえ、状況によって調査の中止や、日程の変更等の対応をしなければならないこともあり得ると考えております。

・調査対象日について（諮問案件5-4頁）

(新瀧委員)

調査対象日について、この先コロナ感染状況が深刻化した場合、対象日を「1学期のうちコロナの活動への影響がなかった時期」のように、柔軟に設定する必要があると思います。

(保健体育課)

そのようにいたします。本調査は現在の部活動を含む、スポーツ活動及び文化活動についての意識や実態を把握することを目的としていますので、この先コロナ感染状況が深刻化した場合、状況によって調査の中止や、日程の変更等の対応をしなければならないこともあり得ると考えております。

- ・調査実施期間の表記について（諮問案件5-8頁）

（新瀧委員）

調査実施期間について、「～7月30（金）」→「～7月30日（金）」に修正して下さい。

（保健体育課）

調査実施期間について、「～7月30（金）」→「～7月30日（金）」に修正いたします。

標本の大きさについて

- ・母集団の推計について（諮問案件5-3頁）

（土屋委員）

回収標本から母集団の推計をどのように行うのか明記すべきである。

（保健体育課）

「諮問案件5-抽出計画」の「3 標本抽出方法」に、「公立学校及び私立学校は、それぞれの抽出方法に沿って抽出し、合算したものを抽出数とし、それぞれの母集団を推計する。」と記載いたします。

- ・標本数について（諮問案件5-28頁）

（土屋委員）

学校間での差が大きいと考えられるので、特に中学校は25校では少ないのではないかと。

（保健体育課）

中学生の母集団は225,923人、抽出数は3,000人で抽出率は1.4%となっていることから、最低限の抽出はできているのではないかと考えており、この形での実施をしたいと思っております。

ただし、委員の御指摘の通り、多くの回答数を得た方がよい面もあると考えておりますので、今後検討させていただきたく思います。

- ・抽出計画について（諮問案件5-28頁）

（土屋委員）

学校規模は部活動の実態と大きく関係しているものと考えられる。標準的な学校からの抽出だけでは不十分ではないかと。

（保健体育課）

各教育事務所で中学校を抽出していただく際には、「所管内の平均的な人数規模の中学校」及び「所管内の平均的な部活動加入率の中学校」を「標準的な学校」として抽出していただきます。

また、参考で添付いたしました「中学校・高等学校生徒のスポーツ活動に関する調査報告書」でも同様の抽出をしておりますので、前回調査を参考にする意味でもこの実施形態がよいと考えております。

ただし、委員の御指摘の通り、学校規模と部活動の実施には関わりがあることも念頭に置きながら実施し、今後に向けては、市町村教育委員会と協議の上、適正な抽出を検討して参りたいと考えております。

- ・抽出計画について（諮問案件5-28頁）

(関谷委員)

部活動に力を入れている学校とそうでない学校にバラつきが出そうです。(強い部活とそうでない部活でもバラつきがありそうです。)

(保健体育課)

各教育事務所で中学校を抽出していただく際には、「所管内の平均的な人数規模の中学校」及び「所管内の平均的な部活動加入率の中学校」を「標準的な学校」として抽出していただいています。強い部活とそうでない部活が混在した中での、実態を把握したいと考えており、この形で実施したいと思います。

- ・各校における各学年の抽出方法について(諮問案件5-28頁)

(土屋委員)

各校各学年の中で40人はどのように選ぶのか。

(保健体育課)

学校については、各教育事務所が「学校規模の標準的な学校」を抽出し、依頼された学校の中の抽出クラスについては、各学校に依頼いたします。

調査票の内容、記入に関して

- ・調査票について(調査票全般)

(新瀧委員)

設問番号の次の記号が句点になっています。ピリオドが適切だと思います。

(保健体育課)

この設問番号は、Googleフォームによる調査様式をPDFにした時に生じるものであり、Googleフォームで回答いただく際は、設問番号や句点はありません。

- ・調査票の設問数について(調査票全般)

(関谷委員)

質問の数が多過ぎると思います。

(保健体育課)

このままの質問数で参りたいと考えます。

今回の調査は、「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」としており、参考で添付いたしました、前回調査である「中学校・高等学校生徒のスポーツ活動に関する調査報告書」(以下「前回調査」と記載)との大きな違いは、「文化的な活動」も含まれているところと、各調査対象(生徒・保護者・教員・校長・外部指導者)で同様の質問をし、それぞれの意識や実態を表出させたいと考えたところでございます。

そのため、前回調査の質問を必要最低限とし、文化的活動の調査項目を加えたことで質問数が多くなっております。この前回調査とは比較できませんが、参考値として比較したいと考えております。

また、平成29年にスポーツ庁が実施した、「運動部活動等に関する実態調査」(以下「スポーツ庁調査」と記載)とも、参考値として比較したいため、スポーツ庁調査の質問項目も今回の調査の質問項目に入れております。

今回調査の実施検討に当たり、質問数が多くなっていることに対する議論は重ねて参りましたが、各調査対象それぞれの意識や実態を表出させることを優先させ、この質問数となっております。

・調査票について（調査票全般）

（土屋委員）

コロナがどの程度影響しているのか分かるようにした方がよい。

各回答がどの学校からのものなのか特定できるようにすべきである。

（保健体育課）

本調査は、現在の部活動を含む、スポーツ活動及び文化活動についての意識や実態を把握するために実施いたしますので、基本的にはコロナがどの程度影響しているのかの把握は考えておりません。

ただ、必然的に新型コロナウイルス感染症の影響が出てしまうことは考えられますので、できるだけ影響のない形での実施を考えており、この先コロナ感染状況が深刻化した場合、状況によって調査の中止や、日程の変更等の対応をしなければならないこともあり得ると考えております。

また、校種によりどのような回答があるのかを集計し、分析いたしますが、どの学校からの回答なのかは特定せずに実施したいと考えております。

・問1について（調査票全般）

（山北委員）

問1で校種の確認がありますが、前回報告書では校種ごとの分析がないため問1の意味合いがわかりませんでした。校種の確認があるならば、校種ごとの結果分析があってほしいと思います。

（保健体育課）

校種ごとの結果分析も実施いたします。

・問4、問5の選択肢について（中学生用調査票-2頁）

（平湯委員）

設問は「スポーツ活動を行ったり」「文化活動を行ったり」ですので、選択肢は「する」ではなく「行う」の方が自然な感じがいたします。設問の「見たりする」「見たり聴いたりする」の「する」との混同はないと思いますが、気になりました。

（保健体育課）

「行う」に全て修正いたします。

・問5の選択肢について（中学生用調査票-2頁）

（平湯委員）

選択肢最後「するのを見るの聴くのも嫌い」は「するのを見るのも聞くのも嫌い」でしょうか。

（保健体育課）

今回のアンケートでは、「聞く」に関しては、文化部の担当と協議し、「聴く」とすることにいたしました。これは、「積極的に耳を傾ける」という意味での記載となります。「見る」に関しても、同様の検討をいたしましたが、見るに関しては「観る」ではなく、「見る」としました。

また、「するのも見るの聴くのも嫌い」につきまして、「するのも見るのも聴くのも嫌い」に修正いたします。

・問6の選択肢について（中学生用調査票-3頁）

（新瀧委員）

設問6の選択肢1（道場等も含）→（道場等も含む）に修正して下さい。

（保健体育課）

「道場等も含」につきまして、「道場等も含む」に修正いたします。

・問10や問11などの選択肢について（中学生用調査票-4頁）

（土屋委員）

問10や問11では「0日」という回答選択肢が必要ではないか（他の多くの問も同様）。

（保健体育課）

「0日」の選択肢を追加し、修正いたします。

・設問の表記について（中学生用調査票-4頁）

（新瀧委員）

問10以降について、問の後の設問番号が前ページまでのフォントと異なります。

（保健体育課）

全て全角の設問番号に修正いたします。

・問11、問13などの設問について（中学生用調査票-4頁、5頁）

（平湯委員）

神奈川県は公立・私立中学は土曜日授業の実施はどのような状況でしょうか（隔週実施あるいは土曜授業なしでしょうか）。週休日（土・日）という表記は適切でしょうか（中学生用以外の調査についても同様です）。

（保健体育課）

「諮問案件5-実施要領4頁」の「9 調査実施機関」に記載のとおり、実施機関には「県私立中学高等学校協会」にも御意見をいただきながら、調査票を考えております。

再度この表記に関して御意見をいただき、確認いたします。

・調査票の設問について（中学生の保護者用調査票全般）

（平湯委員）

中学1～3年生の保護者対象に7月実施とのことですが、1年生の保護者にとっては回答が難しい設問が含まれており、答えにくいアンケートでは、という印象を持ちました（特に問32です）。ある程度、経験してからの回答の方が良いように思いますが、学年を考慮しての集

計・分析を予定されていますでしょうか。一部の設問については「学年」とのクロス集計があるようですが、対象となっていない項目について気になりました（保護者用以外の調査についても同様です）。抽出方法は学年を考慮しない無作為抽出のようですが、対象者の学年に偏りが生じるなどの懸念は必要ないでしょうか。

（保健体育課）

「ある程度、経験してからの回答の方が良いように思います。」その通りであると考えております。学年によって意識や実態についてどのような違いがあるのかも把握して参ります。

「学年」とのクロス集計については、対象となる項目を再度検討し、できるだけ正確に部活動を含む、スポーツ活動及び文化活動についての意識や実態を把握することに努めます。

今回のアンケートでは、「諮問案件5-6頁」の「3 調査対象（標本数）」に記載のとおり、生徒は各学年40人ずつ（1クラス）、各学校では120人を対象としております。保護者に関しては、抽出されたクラスの保護者です。各学年で分析した上で、全体を集計いたします。

・問1の選択肢について（高校生用調査票－1頁）

（新瀧委員）

設問2について、定時制と通信制が調査対象とならない場合、「高校4年生」は不要かと思えます。

（保健体育課）

今回の場合の「高校4年生」は単位制の学校を想定しておりますので、このままの設問で参りたいと思えます。

抽出した学校が単位制の場合、3年生のHRに4年生がいることも想定されます。人数は限りなく少ないとは思いますが、回答者がいた場合を想定しております。

事務局より各委員あて、「諮問依頼課が委員意見を十分検討し必要に応じて審議会会長に報告するという条件とした調査実施の可否」及び「答申を審議会会長に一任することの可否」について確認したところ、全会一致で了承が得られた。

会議資料

統計センターで閲覧できます。